



議案第二十五号

国民宿舍三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例の一部改正について

次のとおり国民宿舍三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例の一部を改正することについて、  
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を  
求める。

昭和五十二年三月十一日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五拾貳年参月廿日

原案可決

三朝町議会議長牧田 禎

三朝町条例第 号

国民宿舎三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

国民宿舎三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例（昭和三十八年三朝町条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二千九百円」を「三千四百円」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十二年四月一日から施行する。ただし、昭和五十二年三月三十一日の宿泊者については、なお従前の例による。